|  |
| --- |
| **ＩＣＴ活用による子どもの体力向上事業(小学３・４年生スポーツテスト)に係る****学習支援システム制作・運営管理委託業務に係る企画提案公募要領** |

大阪府では、児童の体力と生活状況とを総合的に把握・分析し、教育活動の改善に生かすため、「ＩＣＴ活用による子どもの体力向上事業(小学３・４年生スポーツテスト)に係る学習支援システム制作・運営管理委託業務」を実施します。

この事業については、民間事業者等の知識やノウハウを活用し、より効果的・効率的に実施するため、企画提案公募により募集します。

**１　業務概要**

（１）業務名

ＩＣＴ活用による子どもの体力向上事業(小学３・４年生スポーツテスト)に係る学習支援システム制作・運営管理委託業務

（２）業務の趣旨・目的

別紙「仕様書」のとおり

（３）業務内容

　　　別紙「仕様書」のとおり

（４）委託上限額

14,410千円（消費税及び地方消費税相当額を含む）

（内訳）令和４年度　8,800千円

　　　　令和５年度　1,870千円

　　　　令和６年度　1,870千円

　　　　令和７年度　1,870千円

**２　スケジュール（予定）**

　　令和４年　８月23日（火）　　　公募開始

　　　　　　　８月30日（火）　　　説明会（申込期限 ８月26日（金）午後５時まで）

９月６日（火）　　　質問受付締切

　　　　　　　９月22日（木）　　　提案書類提出締切

　　　　　　　９月下旬頃　　　　　選定委員会（書類審査及びプレゼンテーション審査）

　　　　　　　10月上旬頃　　　　　選定結果通知、選定結果公表

　　　　　　　10月上旬頃　　　　　契約締結、業務開始

　　令和８年　３月31日（火）　　　業務終了

**３　公募参加資格**

次に掲げる要件をすべて満たす者又は複数の者による共同企業体（以下「共同企業体」という。）であること。

なお、共同企業体で参加する者にあっては、構成員全員が該当すること。（※（６）は共同企業体の構成員の代表者が有していればよい。）

（１）次のアからクまでのいずれにも該当しない者であること。

ア　成年被後見人

イ　民法の一部を改正する法律（平成11年法律第149号）附則第３条第３項の規定によりなお従前の例によることとされる同法による改正前の民法（明治29年法律第89号）第11条に規定する準禁治産者

ウ　被保佐人であって契約締結のために必要な同意を得ていないもの

エ　民法第17条第１項の規定による契約締結に関する同意権付与の審判を受けた被補助人で

あって、契約締結のために必要な同意を得ていないもの

オ　営業の許可を受けていない未成年者であって、契約締結のために必要な同意を得ていないもの

カ　破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者

キ　暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第77号）第32条第１項　各号に掲げる者

ク　地方自治法施行令第167条の４第２項各号のいずれかに該当すると認められる者（同項各号のいずれかに該当すると認められることにより、大阪府入札参加停止要綱に基づく入札参加停止の措置を受け、その措置期間を経過した者を除く。）又はその者を代理人、支配人その他の使用人若しくは入札代理人として使用する者

（２）民事再生法（平成11年法律第225号）第21条第１項又は第２項の規定による再生手続開始の申立てをしている者又は申立てをなされている者（同法第33条第１項の再生手続開始の決定を受け、かつ、大阪府入札参加資格審査要綱に基づく物品・委託役務関係競争入札参加資格の再認定がなされた者を除く。）、会社更生法（平成14年法律第154号）第17条第１項又は第２項の規定による更生手続開始の申立てをしている者又は申立てをなされている者（同法第41条第１項の更生手続開始の決定を受け、かつ、同要綱に基づく物品・委託役務関係競争入札参加資格の再認定がなされた者を除く。）、金融機関から取引の停止を受けている者その他の経営状態が著しく不健全であると認められる者でないこと。

（３）府の区域内に事業所を有する者にあっては、府税に係る徴収金を完納していること（ただし新型コロナウイルス感染症等の影響により徴収猶予を受けて未納であることは除く）。

（４）府の区域内に事業所を有しない者にあっては、主たる事務所の所在地の都道府県における最近１事業年度の都道府県税に係る徴収金を完納していること（ただし新型コロナウイルス感染症等の影響により徴収猶予を受けて未納であることは除く）。

（５）消費税及び地方消費税を完納していること（ただし新型コロナウイルス感染症等の影響に対応するための国税関係法律の臨時特例に関する法律第３条に規定された特例措置により、未納であることは除く）。

（６）大阪府入札参加停止要綱に基づく入札参加停止措置を受けている者又は同要綱別表各号に掲げる措置要件に該当する者でないこと。

（７）大阪府公共工事等に関する暴力団排除措置要綱に基づく入札参加除外措置を受けている者（（１）キに掲げる者を除く。）又は同要綱別表各号に掲げる措置要件に該当する者（（１）キに掲げる者を除く。）でないこと。

（８）府を当事者の一方とする契約（府以外の者のする工事の完成若しくは作業その他の役務の給付又は物件の納入に対し府が対価の支払をすべきものに限る。以下同じ。）に関し、入札談合等（入札談合等関与行為の排除及び防止並びに職員による入札等の公正を害すべき行為の処罰に関する法律（平成14年法律第101号）第２条第４項に規定する入札談合等をいう。以下同じ。）を行ったことにより損害賠償の請求を受けている者でないこと。

**４　応募の手続き**

本事業の提案に参加を希望する者の受付手続等は、以下のとおりです。

「３　公募参加資格」を確認の上、「（２）応募書類」を受付期間内に提出してください。

（１）公募要領の配布及び応募書類の受付

ア　配布期間

　　　　令和４年８月23日（火）から令和４年９月22日（木）まで

　　イ　配布方法

　　　　大阪府教育庁教育振興室保健体育課ホームページ

（<https://www.pref.osaka.lg.jp/hokentaiku/kyougisupo-tutop/ICTkatuyou.html>）からダウンロードできます。

（郵送による配布は行いません。）

ウ　受付期間

令和４年８月23日（火）から令和４年９月22日（木）まで

（土曜日、日曜日及び祝日を除く。午前10時から午後５時まで）

　　エ　受付方法

　　　　応募書類は下記オに持参したもののみ受け付けます。（郵送による応募は認めません。）

オ　受付場所

大阪府教育庁教育振興室保健体育課競技スポーツグループ

　　　　住　　所：大阪市中央区大手前三丁目２-12　大阪府庁別館６階

　　　　電話番号：06-6944-9366

大阪府庁別館６階

大阪府教育庁

教育振興室保健体育課

競技スポーツグループ

　　　 （案内図）

大阪府庁別館５階

高等学校課

教務グループ



大阪府庁別館５階

高等学校課

教務グループ

●大阪メトロ谷町線・京阪電車「天満橋駅」からお越しの場合

３番出口を出て左（南へ）に曲がり、２つめの信号（谷町２丁

目交差点）を渡ってから左（東へ）に曲がります。そして約50メートル進むと右手側に大阪府庁別館があります。駅から約400メートルです。

●大阪メトロ谷町線・中央線「谷町四丁目駅」からお越しの場合

１Ａ番出口を出て右折（北へ）、そのまま約220メートル進み、

１つめの角の信号手前を右（東へ）に曲がります。そして約50メートル進むと右手側に大阪府庁別館があります。駅から約270メートルです。

大阪府庁別館５階

高等学校課

教務グループ

カ　費用の負担

　　　応募に要する経費は、すべて応募者の負担とします。

（２）応募書類

ア　応募申込書（様式１：原本１部、写し７部）

イ 企画提案書（様式２：原本１部、写し７部）

企画提案書の下部には、通しページ番号を付けてください。

ウ　応募金額提案書（様式３：原本１部、写し７部）

　　エ　事業実績申告書（様式４：原本１部、写し７部）

上記（様式４）に加え、別途、過去に実施した類似の事業実績の詳細資料がある場合は提出してください（様式自由：原本１部、写し７部）。

　　オ　共同企業体で参加の場合

①共同企業体届出書（様式５：原本１部）

②共同企業体協定書（様式６：写し１部）

③委任状（様式７：原本１部）

④使用印鑑届（様式８：原本１部）

カ　誓約書（参加資格関係）（様式９：原本１部）

キ　定款又は寄付行為（写し１部）（原本証明してください。）

ク　①法人登記簿謄本（原本１部）

・発行日から３カ月以内のもの

　　ケ　納税証明書（原本各１部）（未納がないことの証明：発行日から３カ月以内のもの）

①大阪府の府税事務所が発行する府税（全税目）の納税証明書

・大阪府内に事業所がない方は、本店を管轄する都道府県税事務所が発行するものに代えます。

　②税務署が発行する消費税及び地方消費税の納税証明書

（ただし、特例措置による未納がある場合は、納税証明書に加えて、納税の猶予許可通知書等徴税猶予の承認を証明するもの）

　　コ　財務諸表（写し１部：最近１カ年のもの、半期決算の場合は２期分）

①貸借対照表　　②損益計算書　　③株主資本等変動計算書

　　サ　障がい者雇用状況報告書（原本もしくは写し１部）

　　　　　 ①常用労働者の総数が43.5人未満の場合

　　　　　　 ・様式10（原本１部）

②常用労働者の総数が43.5人以上の場合

・「障害者の雇用の促進等に関する法律」により事業種に義務化されている「障害者状況報告書（同法様式第６号）」（写し１部）

※本店所在地管轄の公共職業安定所に提出済で受付印のあるもの

（インターネットによる報告をした場合は、受付印は不要ですが、到達を確認できる書類を併せて提出してください。）

シ　プレゼンテーション時に用いるパワーポイント等の資料（様式自由：原本１部、写し７部）

パワーポイント等を使用される場合のみ提出してください。

（提案する学習支援システムのデモ画面(操作の様子を含む)を提示する場合は、その様子がわかる紙媒体の提出も併せてお願いします。）

（３）応募書類の返却

　　 応募書類は理由の如何を問わず、返却しませんのでご了解ください。

　　　なお、応募書類は本件に係る事業者選定の審査目的のみに使用し、他の目的には使用しません。

（４）応募書類の不備

　　 応募書類に不備があった場合には、審査の対象とならないことがあります。

（５）その他

ア　応募は１者１提案とします（共同企業体構成員として参加する場合を含む）。

イ　応募書類のうち様式２については、原本及びコピーともに可能な限りカラーとしてください。様式２の別紙を作成する場合も同様としてください。

ウ　応募書類は、ページ番号を付番するなど審査のしやすい構成としてください。

エ　応募書類の提出に際しては、原本、コピーそれぞれ１セットずつＡ４ファイルに綴って提出してください。応募書類は、電子媒体（CD－R等）での提出もお願いします。

　　オ　表紙及び背表紙には提案事業タイトルと提案団体名を記入してください。

＜記入例＞「ＩＣＴ活用による子どもの体力向上事業(小学３・４年生スポーツテスト)に係る学習支援システム制作・運営管理委託業務」提案書

　　　　　　　　　　株式会社○○（法人名）

　　カ　書類提出後の差し替えは認めません（大阪府が補正等を求める場合を除く）。

　　キ　提出書類に虚偽の記載をした者は本件への参加資格を失うものとします。

**５　説明会**

（１）開催日時

令和４年８月30日（火）　午後２時から午後３時まで

　　※終了時刻は進行状況により前後する可能性がありますのでご了承ください。

（２）開催方法

オンライン開催（申込みいただいた方には別途URLをご連絡します）

（３）申込方法

電子メール（SakagakiT@mbox.pref.osaka.lg.jp）で参加事業者名、参加者職・氏名、連絡先を明記の上、申込みください。

※件名に、「【説明会申込】ＩＣＴ活用による子どもの体力向上事業(小学３・４年生スポーツテスト)に係る学習支援システム制作・運営管理委託業務」と明記してください。

※電子メール送信後、必ず電話（06-6944-9366）にて担当（坂垣、川田）まで着信の確認をお願いします。

※口頭、電話による申込みは受け付けません。

※応募に当たって説明会の参加は必須ではありません。

（４）申込期限

令和４年８月26日（金）　午後５時まで

**６　質問の受付**

（１）受付期間

公募開始日から令和４年９月６日（火）　午後５時まで

（２）提出方法

電子メール（メールアドレス： SakagakiT@mbox.pref.osaka.lg.jp ）で受け付けます。

なお、「件名」に「質問：ＩＣＴ活用による子どもの体力向上事業(小学３・４年生スポーツテスト)に係る学習支援システム制作・運営管理委託業務（法人名）」と明記してください。

ア　電子メール送信後、必ず電話（06-6944-9366）にて担当（坂垣、川田）まで着信の確認をお願いします。

（土曜日、日曜日及び祝日を除く午前10時から午後５時まで。正午から午後１時を除く。）

イ　電子メール以外（口頭、電話等）による質問は受け付けません。

ウ　質問への回答は令和４年９月13日（火）以降に大阪府ホームページに提示し、個別には回答しません。（<https://www.pref.osaka.lg.jp/hokentaiku/kyougisupo-tutop/ICTkatuyou.html>）

**７　審査の方法**

（１）審査方法

　ア　（２）の審査基準に基づき、外部委員で構成する選定委員会による審査を行い、最優秀提案者（及び次点者）を決定します。ただし、最高点の者が複数者いる場合は、提案金額の安価な者を最優秀提案者とします。

イ　審査は、書類審査及びプレゼンテーション審査にて行います。プレゼンテーション審査の日時等は、事前に通知を行います。

プレゼンテーションにおいてパワーポイント等を使用される際には、企業名等が表示されないようにしてください。なお、プロジェクター、スクリーン等の機材の貸し出しは行いますが、ノートパソコン等は事業者でご準備ください。（パワーポイント等を使用する場合は、事前に連絡をしてください。）

また、機器の準備等は説明時間に含まれますのでご注意ください。

○選定委員会

開催日：令和４年９月下旬頃

　 　場　所：大阪府大阪市内

　　　時　間：各提案者20分程度（プレゼンテーション10分・質疑10分）

　　　参　加：各提案者３名以内

　　　資　料：本要領で定めた提出書類のみで説明してください。

（ただし、提出書類をパワーポイント等で提示することは自由とします。その際は、提出書類にない資料は使用できません。）

　　 ※詳細については、別途連絡します。

 　ウ　最優秀提案者は特別の理由がない限り、契約交渉の相手方に決定します。

エ　最優秀提案者等の評価点が、審査の結果、100点満点中60点以下の場合は採択しません。また、審査項目「学習支援システムの内容」が25点満点中10点以下の場合、「学習支援システムの構成（要件）」が20点満点中８点以下、「学習支援システムの構成（利便性・機能性）」及び「学習支援システムの構成（セキュリティ・個人情報保護）」が15点満点中６点以下の場合は採択しません。

なお、審査内容に係る質問や異議は一切受け付けません。

（２）審査基準

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| **審査項目** | **審査内容** | **配点** |
| 学習支援システムの内容 | 〇対象となる児童の体力状況に応じた個別最適な学習を支援する内容となっているか。〇学級・学校・市町村ごとの課題に応じた授業改善を支援する内容となっているか。〇大阪府におけるこれまでの取組みを踏まえた内容となっているか。 | 25点 |
| 学習支援システムの構成 | （要件）〇端末へのインストールが不要で、利用する端末を問わず、インターネット環境下で動作するシステムとなっているか。〇授業等で使用した際、少なくとも学年単位（大規模校で200名超）が一斉に使用してもスムーズな学習が行えるよう考慮されているか。〇次年度以降のランニングコストが妥当であるか。 | 20点 |
| （利便性・機能性）〇回答欄は児童が扱いやすく、円滑な操作や回答入力ができるように工夫がなされているか。〇閲覧者が必要としている情報に容易にたどり着ける分かりやすい階層構造及び必要な機能について提案されているか。 | 15点 |
| （セキュリティ・個人情報保護）〇関連法規や大阪府個人情報保護条例等を遵守した適切なセキュリティ及び個人情報保護対策の提案がなされているか。 | 15点 |
| 運営体制 | 〇業務の実施に必要なスキルを有した人員を配置しているか。また過去５年以内において、類似事業実績（ホームページの作成等）を有するか。〇本事業の実施に耐えうる財務状況か。〇実施計画が具体的かつ明確に策定されており、業務を計画的かつ効率的に実施できるスケジュールとなっているか。 | ７点 |
| 障がい者雇用等 | 〇常用労働者43.5人以上の場合、法定雇用障がい者数を超える障がい者を雇用しているかどうか。または、常用労働者43.5人未満の場合、１人以上障がい者を雇用しているかどうか。 | ３点 |
| その他 | 〇提案事業者のノウハウを活かし業務全体で想定される緊急事態や不測の事態に対応することができるかどうか。 | ５点 |
| 価格点 | 満点（10点）×提案価格のうち最低価格／自社の提案価格 | 10点 |
| **合　　　　計** | 100点 |

（３）審査結果

　ア　契約交渉の相手方が決定した後、審査結果は採択に関わらず、応募いただいた全応募者に通知します。

イ　選定過程の透明性を確保する観点から、以下の項目を保健体育課ホームページ

（<https://www.pref.osaka.lg.jp/hokentaiku/kyougisupo-tutop/ICTkatuyou.html>）において公表します。

応募者が２者であった場合の次点者の得点は公表しません。

　① 最優秀提案者及び契約交渉の相手方と評価点

※品質点及び価格点を配点した場合の価格点・提案金額

② 全提案事業者の名称　※申込順

③ 全提案事業者の評価点　※得点順 内容は①に同じ

④ 最優秀提案者の選定理由　※講評ポイント

⑤ 選定委員会委員の氏名及び選任理由

 　⑥ その他

最優秀提案者と契約交渉の相手方が異なる場合は、その理由

（４）審査対象からの除外（失格事由）

次のいずれかに該当した場合は、提案審査の対象から除外するとともに、別途、入札に準じて入札参加停止等の措置を講じることとします。

ア　選定委員に対して、直接、間接を問わず、故意に接触を求めること。

　　イ　他の応募提案者と応募提案の内容又はその意思について相談を行うこと。

ウ　事業者選定終了までの間に、他の応募提案者に対して応募提案の内容を意図的に開示すること。

　　エ　応募提案書類に虚偽の記載を行うこと。

　オ　その他選定結果に影響を及ぼすおそれのある不正行為を行うこと。

**８　契約手続きについて**

（１）契約交渉の相手方に選定された者と大阪府との間で協議を行い、契約を締結します。

（２）採択された提案については、採択後に大阪府と詳細を協議していただきます。

（３）契約金額の支払いについては、精算払いとします。

（４）契約に際して、大阪府暴力団排除条例に基づく公共工事等からの暴力団の排除に係る措置に関する規則第８条第１項に規定する誓約書（様式11）を提出いただきます。誓約書を提出しないときは、大阪府は契約を締結しません。

（５）契約交渉の相手方が、契約交渉の相手方として決定した日から契約締結の日までの間において、暴力団排除措置規則第３条第１項に規定する入札参加除外者、同規則第９条第１項に規定する誓約書違反者又は同規則第３条第１項各号のいずれかに該当したと認められるときは、契約を締結しない。

（６）契約交渉の相手方が、契約交渉の相手方として決定した日から契約締結の日までの間において、次のア又はイのいずれかに該当したときは、契約を締結しないことがある。

ア　大阪府入札参加停止要綱に基づく入札参加停止の措置を受けている者又は同要綱別表各号に掲げる措置要件に該当する者

イ　府を当事者の一方とする契約に関し、入札談合等を行ったことにより損害賠償の請求を受けた者

（７）契約相手方は、この契約の締結と同時に、契約金額の100分の５以上の額の契約保証金を納　付しなければならない。

ただし、契約保証金の納付は、次に掲げる担保の提供をもって代えることができる。

ア　国債又は地方債。この場合において、提供される担保の価値は額面金額又は登録金額による。

イ　政府の保証のある債券又は銀行、株式会社商工組合中央金庫、農林中央金庫若しくは全国を地区とする信用金庫連合会の発行する債券。この場合において、提供される担保の価値は額面金額又は登録金額（発行価格が額面金額又は登録金額と異なるときは、発行価格）の８割に相当する金額による。

ウ　銀行又は大阪府が確実と認める金融機関（出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律（昭和29年法律第195号）第３条に規定する金融機関（銀行を除く。）をいう。以下この項において同じ。）が振り出し、又は支払保証をした小切手。この場合において、提供される担保の価値は小切手金額による。

エ　銀行又は大阪府が確実と認める金融機関が引き受け、又は保証若しくは裏書をした手形。この場合において、提供される担保の価値は手形金額による。

オ　銀行又は大阪府が確実と認める金融機関に対する定期預金債権。

この場合において、提供される担保の価値は当該債権の証書に記載された債権金額による。

カ　銀行又は大阪府が確実と認める金融機関の保証。この場合において、提供される担保の価値は保証書に記載された保証金額による。

（８）（７）の規定にかかわらず、次のいずれかに該当するときは、契約保証金の全部又は一部を免除する。

ア　この契約による債務の不履行により生ずる損害をてん補する履行保証保険契約（保険金額は、契約金額の100分の５以上）を締結したとき。この場合においては、契約相手方は履行保証保険契約の締結後、直ちにその保険証券を大阪府に寄託しなければならない｡

イ　大阪府財務規則（昭和55年大阪府規則第48号）第68条第３号に該当する場合における契約相手方からの契約保証金免除申請書の提出（国、地方公共団体、独立行政法人通則法第二条第一項に規定する独立行政法人、国立大学法人法第二条第一項に規定する国立大学法人、地方独立行政法人法第二条第一項に規定する地方独立行政法人又は沖縄振興開発金融公庫と同種類及び同規模（当該契約金額の７割以上）の契約履行実績が過去２年間で２件以上ある場合で、かつ、不履行がないと認めるとき）。

ウ　大阪府財務規則第68条第６号に該当する場合。

**９　その他**

応募提案にあたっては、大阪府公募型プロポーザル方式実施基準、公募型プロポーザル方式

応募提案・見積心得（以下のホームページからご覧いただけます）、公募要領、仕様書等を熟読し遵守して下さい。

**10　担当部局**

　　大阪府教育庁教育振興室保健体育課競技スポーツグループ

　　所在地　〒540-8571 大阪市中央区大手前三丁目２-12　大阪府庁別館６階

　　担当者　坂垣、川田

　　電　話　０６（６９４４）９３６６

　　ＦＡＸ　０６（６９４４）４８１５

 E-mail　 SakagakiT@mbox.pref.osaka.lg.jp